日時:令和5年4月26日(水)14:30~

場所:個人情報保護委員会 委員会室

出席者:丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、 高村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、 栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

以降の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第240回個人情報保護委員会を開会いたします。 本日の議題は四つございます。

議題1「厚生労働省(国家資格等の登録等に関する事務(医師等7資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士))の全項目評価書(初回の評価)について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 番号法の規定により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。今般、厚生労働省から当委員会に対し、新たに実施する事務として「国家資格等の登録等に関する事務(医師等7資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士)全項目評価書」が提出されましたので、評価書の内容について、個人情報保護委員会議事運営規程第9条の規定に基づき、厚生労働省及びデジタル庁の職員に御出席いただき、概要を説明していただきます。

厚生労働省が新たに実施する当該事務については、対象人数が30万人以上であり、全項 目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見 を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

厚生労働省の概要説明に続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への 適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうか の御審議をいただきたく存じます。

○丹野委員長 それでは、ただいまの説明のとおり、個人情報保護委員会議事運営規程第 9条の規定に基づき、厚生労働省職員及びデジタル庁職員に会議に出席いただいてよろし いでしょうか。

(異議なし)

○丹野委員長 それでは、出席を認めます。

(厚生労働省職員及びデジタル庁職員入室)

○丹野委員長 本日は厚生労働省の山内参事官、デジタル庁の上仮屋参事官に御出席いた だいております。

それでは、全項目評価書の概要につきまして、厚生労働省の山内参事官から説明をお願

いいたします。よろしくお願いします。

○山内参事官 よろしくお願いいたします。

それでは、資料の全項目評価書に基づきまして、「国家資格等の登録等に関する事務(医師等7資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士)全項目評価書」の御審議に当たりまして、御説明を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

本評価書ですが、医師等7資格、管理栄養士資格、薬剤師資格、介護福祉士資格の資格の登録等に関する事務において、新たに四つの特定個人情報ファイルを取り扱うことに伴い、作成をしております。医師、歯科医師、看護師等の社会保障等に係る国家資格等につきましては、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により、資格取得、更新等の手続時の添付書類の省略化を目指し、現在、令和6年度からのデジタル化の開始に向けて準備を進めているところとなっております。

今回、デジタル庁が開発・構築を行う各資格管理者が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムを利用した特定個人情報ファイルの管理を行うことから、当該システムを利用するに当たり、共通した事務の取扱いやリスク対策について、医師資格を例に御説明をさせていただきます。

国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築につきましては、令和5年度での開発・ 構築完了を想定しておりまして、令和6年度から、準備の整った資格から順次の利用開始 を目指して、今、対応しているところでございます。

それでは、全項目評価書の概要を御説明いたします。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務につきましては、まず、10ページから11ページの「(別添1)事務の内容」を御覧ください。医師資格における資格の申請等につきましては、大きく二つの方法で行うこととしております。

一つ目は、資格保有者の方が自身のマイナンバーカードを使いまして、マイナポータルから申請いただく方法、二つ目が、申請を受け付ける行政機関等の窓口におきまして、紙での申請による登録を行う方法でございます。

図の中段でございますが、マイナポータルからの資格の登録申請の場合、マイナポータルにログイン後、マイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認いたします。その後、申請された個人番号を含む資格情報を国家資格等情報連携・活用システムへ申請情報として登録を行い、この申請情報について、厚生労働省が管理をする免許登録管理システムへ同期を行うものとなります。

なお、マイナポータルを利用した申請におきましては、マイナンバーカードの券面事項 入力補助機能からの読み取りに限定することにより、個人番号等の正確性を担保します。 そして、受け付けた申請情報につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム及び情 報提供ネットワークシステムへ本人確認情報及び戸籍関係情報を照会することで正確な名 簿情報を登録することが可能となるものです。

なお、一度登録した資格情報につきましても、定期的に本人確認情報や戸籍関係情報への照会を行うことで名簿情報の最新化を実現できるものとなっております。

図の下段でございますけれども、窓口において紙での申請により資格登録を行う場合は、マイナンバーカード等の提示により資格保有者本人であることの確認と個人番号の確認を行います。その後、申請されたマイナンバーを含む資格情報を免許登録管理システムに登録を行い、国家資格等情報連携・活用システムへの同期を行うものとなります。

マイナポータルでの申請と同様になりますけれども、受け付けた申請情報については、 住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムへ本人確認情報及 び戸籍関係情報を照会することで正確な名簿情報を登録することが可能となるものです。

なお、一度登録いただきました情報につきましても、定期的に本人確認情報や戸籍関係 情報の照会を行うことで名簿情報の最新化を実現できるということでございます。

他の資格についての事務でございますが、薬剤師も含めた医師資格以外の医療関係の7 資格についても、免許登録管理システムを利用しており、同様の事務フローとなります。

12ページ、管理栄養士資格については、自機関側でシステムを有せずに、国家資格等情報連携・活用システムを利用して資格情報の管理を行うものとなります。

16ページ、介護福祉士資格ですが、図の中段でございますが、オンライン申請の場合、 国家資格等情報連携・活用システムに登録された申請情報を登録情報連携システムへ連携 を行います。なお、連携に際しては、個人番号を除く資格情報について行うものとなりま す。

図の下段でございますが、紙申請の場合は、受け付けた申請情報について、特定個人情報を専用端末において登録を行い、登録情報連携システムを介して国家資格等情報連携・活用システムへ連携を行います。連携後、登録情報連携システムにおいて個人番号の削除を行い、登録情報連携システムでは個人番号を管理しないものということになっております。

次に、リスク対策について御説明をさせていただきます。まずは、特定個人情報の入手に係るリスク対策でございます。89ページの「リスク1:目的外の入手が行われるリスク」について御説明申し上げます。その中の「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」について御覧ください。上のほうですけれども、オンライン申請からの入手の場合、マイナポータルにおいてマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認いたします。なお、マイナポータルを利用した申請におきましては、マイナンバーカードの券面事項入力補助機能からの読み取りに限定することにより、個人番号等の正確性を担保します。

その下でございますが、窓口等における申請からの入手の場合、申請時にマイナンバーカード等を用いて本人確認措置と番号確認を確実に行い、対象者以外の情報を入手することがないように措置するものでございます。

次に、90ページの「リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク」を御覧ください。 上のほうでございますが、オンライン申請からの入手の場合、マイナポータルの申請情報 登録画面を通じて国家資格等情報連携・活用システムへ登録されるため、資格管理者が自 らの操作により特定個人情報を入手することはなく、不適切な方法では情報を入手できな いものとなっております。

窓口等における紙での申請からの入手の場合、窓口等において申請を受け付ける際は、厳格な本人確認、原則本人のマイナンバーカードで番号確認と身元確認、それから、個人番号の記載された住民票の写しなどの番号確認と運転免許証などの身元確認のいずれかの方法での確認により対象者を確認し、本人の申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行っており、不適切な方法では情報を入手できない措置を採るものでございます。

次に、同ページの「リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク」を御覧ください。入手の際の本人確認措置につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、オンライン申請の場合はマイナポータルにおいてマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認いたします。その下、個人番号の真正性確認につきましては、登録を受けようとする申請者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用することで、その改変を不可能ならしめることにより、真正性を担保するものでございます。申請された情報については、住民基本台帳ネットワークシステムへ本人確認情報を照会することで特定個人情報の正確性確保を担保するものでございます。

次に、特定個人情報の使用におけるリスク対策でございます。91ページの「リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク」の「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」を御覧ください。オンライン申請に当たりましてはマイナポータルを利用いたしますが、目的を超えた情報の紐付けが行われることがないよう、マイナポータルと国家資格等情報連携・活用システムとの間におきまして、デジタル庁が定めたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみを連携することとしております。また、申請情報については、マイナポータルには保管されないよう制御をされております。

免許登録管理システムとの連携においては、権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行うことにより、目的を超えた紐付けや必要のない情報との紐付けが行えない仕組みとしております。

続きまして、92ページの「リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」を御覧ください。国家資格等情報連携・活用システムで扱う特定個人情報は、大変機微であることは言うに及ばないところでありますが、その管理に当たりまして、権限のない者、例えば、退職した職員などのアクセス権限が、付与されていない職員によって不正に使用されることがないよう、国家資格等情報連携・活用システムの運用保守等業務の委託先事業者におきまして、管理に従事する者に管理者権限を有するIDとパスワード等の払い出し、情報システム責任者等において事務従事者

ごとの役割に応じてアクセス権限を持つユーザーアカウントの払出し等を行います。

また、事務従事者による国家資格等情報連携・活用システムへのログイン状況を運用端末で確認できるようにするものとなっております。事務従事者による不正ログインの有無を定期的に確認することにより、ユーザー認証の管理の適正性を確認いたします。

なお、96ページの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」のところに書いておりますが、運用保守等業務の委託先事業者から特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について書面等により報告させるとともに、必要に応じて調査を実施するなど、運用をベンダーに丸投げするのではなく、特定個人情報をお預かりする立場を踏まえた対応を行うこととしております。

92ページでございますが、免許登録管理システムにつきましても、資格者情報にアクセスする前のログイン操作、利用者ごとのIDの割当て、共有IDの利用禁止により不正使用を防ぐとともに、ログイン状況を運用端末で確認することとしています。

また、委託先に関して、96ページに書いておりますが、委託先事業者は、特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について管理台帳等により適切に管理をし、必要に応じて実地調査を実施することにより、責任を持って取り組むこととしています。

最後でございますが、特定個人情報の保管・消去に関して御説明いたします。102ページの「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」の「⑤物理的対策」を御覧ください。国家資格等情報連携・活用システムは、ガバメントクラウドサービスの利用を前提としておりますが、当該クラウドが設置されるデータセンターは、各種のセキュリティレベルが確保され、日本国内に所在するものとします。また、当該専用クラウドのサービスについても、高い水準のセキュリティ要求を満たすものとします。

また、102ページから103ページの「⑥技術的対策」にもありますように、クラウド事業者とは個人番号を内容に含む電子データを取り扱わないよう契約するものとし、加えて、クラウド事業者が個人番号等にアクセスできないようアクセス制御を行います。

そして、150ページの「IV その他のリスク対策」のところに記載させていただいておりますが、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理して、必要な監督と指導を行うこととなっております。

102ページでございますが、免許登録管理システムにおいては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスを利用し、データセンターの物理的所在地を日本国内とし、権限を有する者以外は個人情報にアクセスできないように制御することとしております。

また、これも150ページの「IV その他のリスク対策」のところに書きましたけれども、 厚生労働省のセキュリティポリシー及び関係規程に規定されている事項について、定期的 に自己点検、内部監査、教育や研修を行ってまいります。

以上、私からの御説明を終了いたします。説明させていただいたリスク対策を含め、本 評価書に記載の対策を確実に実施することで特定個人情報の適切な取扱いに全力を尽くし てまいる所存でございますので、御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。

○ 分野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いいたします。

○大島委員 御説明ありがとうございました。

オンラインでのマイナポータルを使用した申請又は窓口等での紙による申請について、 特定個人情報を入手する場面で特定個人情報の漏えい・紛失をどのように防止するのか、 今、リスク対策についてもお話しいただいたわけですけれども、それぞれの場面での具体 的なリスク対策を御説明いただきたいと思います。

- ○丹野委員長 では、お願いいたします。
- ○山内参事官 ありがとうございます。

特定個人情報の入手の際の漏えい等に係るリスク対策についてということで、お答えいたしたいと思います。特定個人情報の入手につきましては、主にオンライン申請から入手する場合と窓口等で紙での申請により入手する場合の二つがあるということでございます。オンライン申請による入手の場合、本人からマイナポータルを経由した申請情報を国家資格等情報連携・活用システムへ連携することで入手いたします。その際でございますが、当該連携に係る通信については、暗号化された通信経路を使用することで漏えいを防止するものとなっております。また、マイナポータルには、情報等は保管されない仕組みになっているということでございます。

次に、窓口等における紙での申請により入手する場合でございますが、原則本人より直接申請書類を受け取ることといたしまして、当該申請書類については、処理が完了したら簿冊につづって速やかに施錠管理ができる場所で保管を行うことにより、漏えいや紛失の防止を行うものとなっております。また、施錠管理については、責任のある職員が管理を行います。それから、経由機関からの申請書類等につきましては、追跡可能な方法で入手することで漏えい・紛失を防止するものとなってございます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 御説明ありがとうございました。

「(別添1)事務の内容」の図のうち、管理栄養士名簿ファイルと介護福祉士登録名簿 ファイルですけれども、理解としては、このファイルについて紙媒体で申請があった際に は、情報の入力作業は委託するという理解でよろしいのですね。

であると、委託・再委託につきましては、御存じのように最も問題が多く生じていると ころだと考えておりますので、当該委託先事業者に特定個人情報を不正に使用させないた めに、厚生労働省として、管理栄養士名簿ファイル及び介護福祉士登録名簿ファイルにおいてどういった対策を講じておられるか、もう少し具体的に説明していただけるとありがたいです。

- ○丹野委員長 お願いいたします。
- ○山内参事官 ありがとうございます。

特定個人情報の入力作業を委託する際の管理栄養士名簿ファイルと介護福祉士登録名簿 ファイルについてのリスク対策ということで、それぞれ御説明させていただきます。

まず、管理栄養士名簿ファイルでございますが、委託先の選定に当たっては、全ての作業について、委託先の社員に作業場所を限定して行わせることでありますとか、データ管理に関して、入力場所は生体認証による入退室管理ができる体制を整備していることなどの基準を定めております。不正に使用することができない保護管理体制の確認を行うこととしているということでございます。

また、情報の管理の状況につきましては、書面により報告を求めまして、必要に応じて調査を行うこととしておりまして、適切な取扱いが行われていることのチェックを行うこととしております。

それから、介護福祉士登録名簿ファイルでございますが、委託先による作業については、 特定個人情報を取り扱うエリアと取扱者を限定することとしておりまして、あらかじめ定 められた場所と取扱者のみが使用することとしており、それでもって不正な使用を防止す るものとなっております。

また、管理状況や実施体制について適宜報告を受け、取扱状況についてチェックを行う こととさせていただいております。

以上でございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

再委託については、どういう扱いになっておられるのでしょうか。

〇山内参事官 まず、管理栄養士名簿ファイルでございますけれども、再委託については 原則として再委託は行わないこととしますが、再委託を行う場合については、次のような 措置を実施してくださいということにしております。それは、再委託契約には委託契約書 中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込むこと、それから、委託先事業 者は、定期的又は必要に応じて再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせること など、再委託業務の適正な履行の確保に努めるといった措置を講ずることとしております。

それから、介護福祉士につきましても、同じようなことでございますけれども、原則として再委託は行わないこととしますけれども、行う場合には次のような措置を実施してくださいということになっております。一つは、再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込むことでありますとか、委託先事業者は、定期的又は必要に応じて再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせることなど、再委託業務の適正な履行の確保に努めるといった措置を講ずることとしてございます。

○藤原委員 御丁寧にありがとうございます。

最後に一言ですけれども、厚生労働省がきちんとお仕事を進められるのは重々分かって おるのですが、個人情報又は特定個人情報の漏えい等のリスクという点から見ると、委託 先・再委託先の関係、原則と例外の取扱いが不適切であること、委託元に最終的な監督責 任があるにもかかわらず、その監督が不十分であることなどといった事案が多々発生して おりますので、そこのところの監督をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○山内参事官 ありがとうございます。

いただいた御指摘を踏まえまして、しっかり頑張っていきたいと思います。よろしくお 願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員 御説明ありがとうございました。

質問でございますが、御説明では管理栄養士名簿ファイル及び介護福祉士登録名簿ファイルにおいては、電子記録媒体での特定個人情報の取扱いがあるとのことでした。この電子記録媒体の使用に当たり、漏えい・紛失を防止するためにどのような対策を講じておられるか、具体的に御説明をお願いいたします。

- ○丹野委員長 お願いいたします。
- ○山内参事官 ありがとうございます。

電子記録媒体の使用に対するリスク対策ということだと理解いたしました。これも管理 栄養士名簿ファイル、介護福祉士登録名簿ファイルそれぞれについて御説明をさせていた だきます。

まず、管理栄養士名簿ファイルでございますが、利用する電子記録媒体については、施 錠可能な保管庫への保管の上、媒体管理簿で管理を行って、国家資格等情報連携・活用シ ステムへの登録が完了次第、廃棄する運用とすることで漏えい・紛失の対策を行うもので ございます。また、電子記録媒体のデータについては暗号化処理を行うものとなってござ います。

それから、介護福祉士登録名簿ファイルでございますけれども、使用する電子記録媒体については情報の暗号化を行うとともに、入退室制限などの物理的なアクセス制御手段により特定者以外の入室を制限し、管理区域内から電子記録媒体を持ち出すことを禁止しております。また、特定個人情報が記録された電子記録媒体につきましては、取扱者を限定し、利用目的を報告した上で利用させ、利用終了時には当該電子記録媒体にデータが残っていないことを報告・確認することによりまして、事務に必要のない情報と紐付かないようにすることといったことで漏えい・紛失の対策を行うこととなってございます。

以上でございます。

- ○浅井委員 ありがとうございました。
- ○丹野委員長 ありがとうございます。髙村委員、お願いいたします。
- ○髙村委員 一つ質問させていただきます。

国家資格等情報連携・活用システムを設計するクラウドサービスの手配とこのシステムの設計・構築はデジタル庁で行いますが、実際にシステムを利用することになるのは厚生労働省をはじめとした各資格管理者です。仮に、今般の事務で漏えい等の事案が発生した場合、厚生労働省とデジタル庁はそれぞれどのような要因であれば責任を負うことになるのか、責任の所在の境目となる分界点を具体的に御説明いただきたいと思います。

- ○丹野委員長 お願いいたします。
- ○山内参事官 ありがとうございます。

デジタル庁と厚生労働省の責任分界点ということだと理解いたしました。

まず、私からお答えいたしますが、国家資格等情報連携・活用システムについては、デジタル庁において開発・構築を行い、資格管理者である厚生労働省が利用するものということは今の御指摘のとおりでございます。

本システムは、ガバメントクラウド上に構築するものとなっておりまして、当該クラウドへの接続までを厚生労働省の責任において接続し、クラウド上に構築する国家資格等情報連携・活用システムについては、デジタル庁の責任において開発・構築を行うということになってございます。

それから、厚生労働省における特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の責任の所在についてでありますけれども、国家資格等情報連携・活用システムの利用において、資格管理事務担当者による不正やアカウント管理の不備等に起因して発生した場合については、厚生労働省の責任になるものということをまず一つ認識してございます。

○上仮屋参事官 続きまして、デジタル庁からお答えを申し上げます。

ただいま、山内参事官から御説明申し上げましたとおり、システムの開発・構築はデジタル庁のほうで万全の対策を講じて行っております。ですので、仮に、万が一このシステムの脆弱性が原因となってインシデント等の問題が発生した場合又はデジタル庁が提供しているガバメントクラウドの各種サービス自体の脆弱性が原因として発生した場合につきましては、デジタル庁に責任の所在があると考えております。

いずれにしましても、厚生労働省と緊密に連携をして、万が一のときには原因を速やかに発見し、協力をして速やかにこれを解決していくことに努めたいと心しております。 以上でございます。

- ○髙村委員 ありがとうございました。
- ○丹野委員長 ありがとうございました。

ほかにどなたか御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私からも一言申し上げます。先ほど既に御回答いただいておりますが、今般、既

存の資格情報を個人番号と紐付けて新たに特定個人情報ファイルとして管理することになるため、特定個人情報の適切な管理を厳格に実施し、漏えいや不正な取扱いがないように、 ぜひとも徹底していただきたいと思います。

先ほど、藤原委員からも再委託について質問がございましたが、その点も含め管理を厳格に実施し、徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、ほかに御質問がなければ、質疑応答はこれまでとして、本評価書については、ただいま説明いただいた内容を踏まえて審査を進めることといたします。

それでは、厚生労働省の山内参事官、デジタル庁の上仮屋参事官、ありがとうございま した。御退室ください。

(厚生労働省職員及びデジタル庁職員退室)

- ○丹野委員長 続きまして、全項目評価書の審査について、事務局から説明をお願いいた します。
- ○事務局 評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1-2に基づき、事務局による精査結果を説明させていただきます。

まず、目次中「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れ やシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において慎重に確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、32ページを御覧ください。「主な考慮事項(細目)」の74番では、「資格情報を含む特定個人情報を入手する」際の取扱いに係るリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項(細目)」の75番では、「資格情報を含む特定個人情報を国家資格等情報連携・活用システムを用いて管理する」際の取扱いに係るリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項(細目)」の76番では、「電子記録媒体を用いて情報を連携する」際の 取扱いに係るリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問 題は認められない」としております。

続きまして、33ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載 事項の案としまして、4点記載しております。

(1) として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2) として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策に

ついて、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、 組織的及び人的安全管理措置について、実務に則して適切に運用・見直しを行うことが重 要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について、特に国家資格 等情報連携・活用システムの利用に当たって、厚生労働省として実施するリスク対策を確 実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しており ます。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、厚生労働省に対して委員会による承認及 び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

事務局からの説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私から一言申し上げます。御承知のとおり、今国会では、理容師・美容師、小型船舶操縦士、建築士等の国家資格等、また、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務について、マイナンバーの利用を可能とする改正法案が、今まさに審議されているところでございます。

法案が成立した場合には、国家資格管理事務については、今後も各資格管理者から、委員会の審査が必要となる評価書が提出されることが見込まれます。当委員会としても、引き続き丁寧に審査することが肝要であると考えております。

それでは、本件につきましては、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり 評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続 を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページに公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

- 〇丹野委員長 それでは、議題2「地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備 状況に係る調査結果等について」、事務局から説明をお願いいたします。
- ○事務局 議題2について説明いたします。

本議題は、4月12日の委員会で速報として御報告させていただいた、令和5年4月1日 時点の地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況についての調査結果を取 りまとめた確定報でございます。前回からの変更点を中心に御報告、御説明させていただ きます。 資料2の1ページ目を御覧ください。前回、4月12日の委員会で御報告させていただいた本調査の速報値は、下段枠囲いの「参考」のとおり、都道府県及び市区町村は全団体において措置済み、また、一部事務組合及び広域連合においては、1,517団体が措置済みである一方、21団体が未措置、30団体が未回答という状況にありました。今回、その確定報について御報告いたします。

資料2ページ目の都道府県及び市区町村につきましては、先ほど申し上げたとおり、前 回報告の時点で全団体において措置済みとなっております。

資料3ページ目を御覧ください。一部事務組合及び広域連合につきましては、1,543団体、98.4%の団体において措置済みである一方、未措置の一部事務組合が25団体ございました。未措置の団体の内訳及び今後の整備予定等については、下段枠囲いにあるとおりです。内訳、未措置となった事情等については、「関係機関との協議に時間を要したため」が16団体、「他の業務で多忙であったため」が8団体、「規則で対応済みと誤認したため」が1 団体ありました。

今後の予定等については、「令和5年度の最初の議会に上程等を予定している団体」が22団体、「本日4月26日現在で措置済みの団体」が3団体となっております。また、全地方公共団体の個別の状況については、別添の一覧のとおりでございます。

資料4ページ目を御覧ください。法施行条例等の措置がなされていない団体に対しては、 既に法施行条例の早急な整備の必要性に加え、開示請求が可能である旨について住民の 方々に御理解いただくこと、法施行条例の整備がなされていない間でも開示請求への対応 を行うことを4月14日付け事務連絡で改めて周知するとともに、当該団体の法施行条例の 整備予定等について個別に確認したところです。

今後、速やかに法施行条例の整備を行うよう、当該団体に対して引き続き個別アプローチを行ってまいりたいと考えております。

資料5ページ目を御覧ください。条例届出・公表システムを通じた地方公共団体からの条例の届出状況について御報告いたします。4月26日現在で、既に2,497団体から4,281件の条例の届出がなされており、形式審査が完了した届出条例729件について公表を行っております。今後も、形式審査が完了したものを順次公表する予定としております。

以上で事務局からの説明を終わります。

なお、本日の資料については、委員会終了後、当委員会のホームページにて公表することを予定しております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私から一言申し上げます。今回、個人情報保護法施行条例の整備状況に係る 調査結果の確定報に接し、ほとんどの地方公共団体において昨年度内に法施行条例等の措 置が完了し、4月1日時点で施行されているという結果になり、御尽力いただいた地方公 共団体の皆様に対して改めて御礼を申し上げたいと思います。

一方、4月1日時点で法施行条例等の措置がなされていない一部事務組合が少数ながら存在したことは、個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の目的に鑑みると、残念な結果であります。事務局においては、法施行条例等の措置がなされていない残りの団体においても早急な対応をなされるよう、引き続き個別に働きかけを行っていくようお願いいたします。

また、改正法の施行を出発点として、全ての地方公共団体における適正かつ円滑な形での法の運用を確保するため、今後とも伴走型の支援を行っていくようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては 所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「オプトアウト届出事業者に対する実態調査の結果及び今後の対応について」、 事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「オプトアウト届出事業者に対する実態調査の結果及び今後の対応 について」について、資料3-1に沿って御説明いたします。

まず、「1.調査の目的」ですが、本調査は、令和2年の個人情報保護法の改正により、オプトアウトにより提供できる個人データの範囲等が変更されたことに加え、令和5年3月17日に、犯罪対策閣僚会議において「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」が策定されたことも踏まえ、オプトアウト届出事業者を対象に、個人情報の適正な取扱いがなされているかを把握するために行った調査となります。

続いて、「2.本件調査の概要」について説明します。

- 「(1)調査方法」ですが、オプトアウト届出事業者に対し、委託事業者を通じて調査票をメール送付する任意調査となっております。
- 「(2)調査事項」ですが、個人データの取得方法、個人データの提供先に対する本人確認手続等を調査したものになります。
 - 「(3)調査対象」ですが、162者に対して調査を行いました。
 - 「(4)回収率」ですが、令和5年2月27日から3月20日までに調査票120件を回収し、

回収率は74.1%となっております。なお、3月21日以降も調査票が提出され、4月14日時 点で調査票144件を回収し、回収率は88.9%となっております。

これから説明させていただく内容につきましては、3月21日以降に提出された調査票の 内容も含めて整理・分析したものとなります。

- 「3.調査結果の概要」について御説明します。
- 「(1) 第三者に提供する個人データの取得方法について」ですが、新聞、ウェブサイト、 官報等、一般に公開されている情報から取得しているとの回答が約8割、個人へのヒアリ ング等の方法で取得しているとの回答が約2割ありました。
- 「(2) 提供データが、法第20条第1項(適正な取得)に違反して取得されたものでないことの確認方法について」ですが、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」に基づき適正に取得している等、具体的な内容が不明確な回答が約2割あったことから、個人情報の取得に当たり、必要な確認等を行うよう、注意喚起等を行いたいと考えております。

なお、回答のあった確認方法としては、法人が自社のホームページで公表している社員 情報であることや、官公庁の公表情報であることを確認している、提供元の情報取得方法 を契約書等により確認している等がございました。

「(3) 第三者から個人データの提供を受けているか等について」ですが、提供を受けているとの回答は約2割、提供を受けていないとの回答は約8割でした。提供を受けていると回答した利用者のうち約2割は、提供元がオプトアウト届出事業者でないことを確認していないなどの回答であったことを踏まえ、提供を受ける際は、提供元がオプトアウトにより個人データを提供しているか等について、適切に確認するよう注意喚起等を行いたいと考えております。

また、提供を受けていると回答したオプトアウト届出事業者のうち、約2割は提供元の事業者が法第20条第1項の「偽りその他不正の手段」に該当しない手段により個人情報を取得していることの確認方法について、回答内容に具体性がない、又は無回答となっていることを踏まえ、適切に確認するよう注意喚起等をしたいと考えております。

「(4)個人データ提供先の利用目的等の確認について」ですが、提供先が提供を受けた データを法第19条の「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」で 利用しないことを確認していないとの回答が約3割となっていることを踏まえ、利用目的 等について、適切に確認するよう注意喚起等を行いたいと考えております。

なお、回答のあった確認方法としては、提供先に利用目的を聴取している等がございま した。

続きまして、「(5) オプトアウトによる個人データの提供件数について」ですが、令和4年4月1日から令和5年1月31日の期間における法人に対するオプトアウトによる個人データの提供件数は、0件のオプトアウト届出事業者が最も多い結果となりました。また、個人に対する提供件数についても同様に0件のオプトアウト届出事業者が最も多い結果と

なりました。

また、法人・個人のいずれの提供件数も0件と回答したオプトアウト届出事業者は40者 という結果になりました。

「(6)個人データの提供先に対する本人確認手続等」ですが、個人データの提供に当たり、提供先の本人確認手続等を実施していないとの回答が約3割あったことを踏まえ、必要に応じて本人確認手続等を行うよう注意喚起等を行いたいと考えております。

なお、回答のあった確認方法としては、身分証明書の提示を求めている、会社訪問で法 人の実在性を確認している等がございました。

- 「(7) 届出事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことについて」ですが、オプトアウト届出事業者は、届出事項を本人に通知するか、又は本人が容易に知り得る状態に置く必要があるところ、ホームページに掲載しているとの回答がございました。「本人が容易に知り得る状態」とは、ホームページへの掲載その他の継続的な方法により、本人が知ろうとすれば簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならず、単に自社のホームページに掲載することが必ずしもこの要件を充足するものではないことに留意が必要であることから、適切な対応を行うよう注意喚起等を行いたいと考えております。
- 「4.今後の対応」ですが、本件調査においては具体性がない回答等もあり、適切な対応を行っているか不明確な点もございますので、オプトアウト届出事業者へ注意喚起を行うとともに、オプトアウト届出事業者以外の一般事業者に対しても注意喚起を行いたいと考えております。

また、本件調査の結果も踏まえ、必要に応じ、権限行使も検討したいと考えております。 続きまして、資料 3-2 についてですが、こちらは 3 月 2 0 日までに提出された調査票に 基づき、委託事業者が作成した報告書になります。主なポイントは資料 3-1 に基づき、 先ほど御説明させていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料3-3について御説明いたします。こちらはオプトアウト届出事業者に対する注意喚起文書となっており、基本的な構成としては、実態調査であった回答を引用し、各オプトアウト届出事業者において、自社で取り扱う個人データに応じて適切な取扱いを行うよう注意喚起する構成としております。

まず、「1.提供データの適正な取得」ですが、個人データの取得元を適切なホームページや信頼性の高い新聞等に限定すること、あるいは弁護士に取得方法を確認するといった対応を参考とするよう記載しております。

また、提供元における個人データの取得経緯等を確認する必要があることと、取得経緯等の確認の結果、提供元が不正の手段で個人データを取得したことを知ることができたにもかかわらず、当該個人データを取得した場合等には、法第20条第1項に違反するおそれがある旨、記載しております。

- 「2. 提供元がオプトアウト届出事業者であるかの確認」ですが、オプトアウトにより 提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供できないことから、個人データの提 供元がオプトアウトにより個人データを提供するものでないか等を確認する必要がある旨、 記載しております。
- 「3.提供先が個人データを『違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法』で利用しないことの確認」ですが、提供先のデータの利用目的を確認の上、それ以外の利用を禁止する契約を締結することや、提供前に企業審査を実施するといった方法を参考とするよう記載しております。
- 「4.提供先に対する本人確認手続等」ですが、オプトアウト届出事業者が個人データの提供先に対して行っている本人確認手続等の方法として、身分証明書の提示依頼、免許番号の確認、住所地に通知を送付するといった方法が回答としてありましたので、それらを参考とするよう記載しております。
- 「5.届出事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことについて」ですが、オプトアウト届出事業者は、届出事項について、本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置く必要があることから、本人が容易に知り得る状態について、ガイドラインの記載を引用し、適切に対応するよう記載しております。

また、ホームページに掲載する場合、本人が閲覧することが合理的に予測される方法を 検討するように記載しております。

「6.その他」ですが、今回の調査では、届出事項に変更があるとの回答や個人データの 提供をやめているといった回答がございました。届出事項について変更等があった場合、 あるいは個人データの提供をやめた場合等は、当委員会に適切に届出が必要である旨を記載しております。

続きまして、資料3-4になります。こちらは一般事業者向けの注意喚起文書となっており、犯罪対策閣僚会議において策定された緊急対策プランにおいて、政府として個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、広報・啓発を推進するとしていることから、個人情報取扱事業者に対しても注意喚起を行うものです。

「1.名簿等の個人情報の取得について」の第1パラグラフで、本人同意を得ずに第三者に個人データを提供できるオプトアウト届出事業者については、当委員会のホームページで公表していることを記載しております。

第2パラグラフで、提供元における個人データの取得経緯等を確認する必要やオプトアウトにより個人データの第三者提供を受ける場合、当委員会のホームページでオプトアウトの届出をしていることを確認するよう記載しております。

第3パラグラフで、オプトアウト届出事業者であっても、要配慮個人情報を含む個人データの提供が禁じられていること等を記載しております。

「2.個人データの安全管理措置について」ですが、個人情報取扱事業者においては、法 第23条に基づき、適切な安全管理措置を講じる必要があること、法第24条に基づき、従業 者に対して必要かつ適切な監督を行う必要があること、法第25条に基づき、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う必要があることを記載しております。

これらの内容を一般の事業者に対して周知することで、個人情報の適正な取扱いの確保に係る広報・啓発を行いたいと考えております。

事案の説明は以上となります。

○ 分野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

オプトアウト届出事業者は、原則として必要な本人同意を得ずに個人データを第三者に 提供することが、例外的に認められております。今回実施したオプトアウト届出事業者に 対する実態調査において、一部の事業者においては回答がないなど、適切な対応を行って いるか不明確ということでした。

そのため、このような事業者等に対しては適切にフォローしていただき、注意喚起を行うとともに、必要であれば、権限行使等を検討していただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

梶田委員、お願いします。

○梶田委員 御説明ありがとうございました。

令和5年3月17日に犯罪対策閣僚会議が策定した「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」において、個人情報保護委員会として「従業員教育等安全管理措置の徹底等の個人情報の適正な取扱いの確保を図るべく、業界団体等への働き掛け等、様々なチャンネルを通じた広報・啓発を更に推進する」こととされています。

それを踏まえて、2点ございます。

1点目は、今般の調査結果を踏まえた通知により、各省庁や地方公共団体を通じて、所管団体や事業者等に対する周知及び働き掛けをしっかりと行うよう依頼していただきたいと思います。

2点目は、各省庁や地方公共団体自身においても、個人情報の適正な取扱いが必要であり、その点についても周知を行い、個人情報の適正な取扱いについて周知徹底の強化を図ってほしいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては 所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

○丹野委員長 次の議題は、監視・監督関係者以外の方は御退席願います。

(監視・監督関係者以外退室)

○丹野委員長 では、議題4「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

○丹野委員長 それでは、本日の議題は以上でございます。 本日の会議はこれで閉会といたします。